

№. 23

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
尾張旭市	市民生活部 環境課	0561-76-8136	直 通	0561-52-0831
住 所	〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600-1		担当者氏名	山田 能靖
U R L	https://www.city.owariasahi.lg.jp/index.html		E-mail	kankyou@city.owariasahi.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [令和4年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
	5						5

前年度実績基数 (1基)

(3) [補助対象地域]

公共下水道の事業計画の認可を受けた地域を除く地域（ただし、当分の間、下水道処理の開始が見込まれない地域は対象となる）

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①市長の定める地域内に居住し、住所を有する者
- ②既設のくみ取り便所又はみなし浄化槽を廃止し、かつ専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）に浄化槽を設置する場合

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②補助申請者自らの居住の用に供しない専用住宅に浄化槽を設置する者
- ③専用住宅を新築又は全部の改築をすることに伴い浄化槽を設置する者
- ④専用住宅を増築することに伴い、建築基準法施行令第32条第1項表中の規定に基づくし尿浄化槽の処理対象人員の算定により、既存のみなし浄化槽等を付け替える必要が生じたときに浄化槽を設置する者
- ⑤住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②し尿浄化槽調書の写し
- ③設置場所の案内図
- ④専用住宅の平面図
- ⑤浄化槽工事業者との工事請負契約書の写し
- ⑥住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑦浄化槽機能保証登録証
- ⑧施工する浄化槽設備士の免状の写し
- ⑨浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領（平成4年12月1日全国浄化槽推進市町村協議会承認）第6条第1項で規定する登録証の写し
- ⑩浄化槽登録要領施行細則（平成4年12月1日全国浄化槽推進市町村協議会承認）第6条で規定する登録浄化槽管理票（C票）
- ⑪その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：補助事業完了後1ヶ月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（3月31日）のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書（副本）
- ③浄化槽工事業者が撮影した工事工程の写真

- ④浄化槽工事業者から補助対象者への請求書及び領収書の写し
- ⑤浄化槽使用開始報告書または浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑥浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽からの転換の場合）
- ⑦平成元年2月8日付け衛浄第8号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「合併処理浄化槽整備事業の推進体制の強化について」にて提示された工事チェックリスト
- ⑧その他市長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限10万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください